

四半期報告書

(第136期第2四半期)

自 平成23年7月1日
至 平成23年9月30日

横河電機株式会社

東京都武蔵野市中町二丁目9番32号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) ライツプランの内容	8
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(6) 大株主の状況	9
(7) 議決権の状況	10

2 役員の状況

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	12
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	
四半期連結損益計算書	14
四半期連結包括利益計算書	15
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	16

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月9日
【四半期会計期間】	第136期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	横河電機株式会社
【英訳名】	Yokogawa Electric Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 海堀 周造
【本店の所在の場所】	東京都武蔵野市中町二丁目9番32号
【電話番号】	(0422) 52-5530
【事務連絡者氏名】	広報・IR室長 吉川 光
【最寄りの連絡場所】	東京都武蔵野市中町二丁目9番32号
【電話番号】	(0422) 52-5530
【事務連絡者氏名】	広報・IR室長 吉川 光
【縦覧に供する場所】	横河電機株式会社中部支店 (愛知県名古屋市熱田区一番三丁目5番19号) 横河電機株式会社関西支社 (大阪府大阪市北区梅田二丁目4番9号 プリーゼタワー内) 横河電機株式会社千葉支店 (千葉県市原市姉崎字上矢田867番地1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第135期 第2四半期 連結累計期間	第136期 第2四半期 連結累計期間	第135期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高（百万円）	153,341	157,751	325,620
経常利益（百万円）	1,844	4,216	8,590
四半期純利益又は四半期（当期） 純損失（△）（百万円）	△3,489	726	△6,692
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	△9,774	△6,269	△10,663
純資産額（百万円）	147,114	138,944	145,232
総資産額（百万円）	359,586	342,456	361,233
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期（当期）純損失 金額（△）（円）	△13.55	2.82	△25.98
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	39.81	39.51	39.23
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	5,833	4,313	16,168
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△4,308	△4,608	△7,993
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△24,775	512	△25,688
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	51,129	54,432	57,334

回次	第135期 第2四半期 連結会計期間	第136期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 （△）（円）	△4.32	12.61

- （注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれていません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していません。
4. 第135期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しています。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日～平成23年9月30日）における世界経済は、主にアジアを中心とする新興国の経済成長に支えられ、全体としては緩やかな拡大基調が継続しましたが、欧州の金融不安の深刻化や米国の景気停滞など景気の先行きに対する不透明感は一段と強まりました。

日本経済は、東日本大震災による景気の落ち込みからは着実な回復が見られるものの、夏期の電力供給不足や急激な円高の進行、高止まり、また、欧米経済の停滞の影響もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

このような事業環境のもと、当社グループは海外で更なるビジネスの拡大に向けた活動に注力するとともに、国内では、震災による事業活動への影響を最小限に止める取り組み及び震災からの復興に向けた設備投資への対応を継続しました。その結果、前年同期との比較では売上高、営業利益とも増加しました。

当第2四半期連結累計期間における当社グループの連結売上高は1,577億51百万円（前年同期比 44億10百万円増）となり、営業利益は68億16百万円（前年同期比 29億45百万円増）となりました。

経常利益は、支払利息13億22百万円及び為替差損13億61百万円等の営業外費用により42億16百万円（前年同期比 23億72百万円増）となり、四半期純利益は、法人税等24億74百万円等により7億26百万円（前年同期は 34億89百万円の損失）となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりです。

制御事業

制御事業は、日本市場において、一部に東日本大震災からの復興に向けた需要がみられたものの、夏期の電力供給不足や急激な円高の進行、高止まりによる設備投資意欲の減退などにより、市場の先行きが不透明な状況で推移しました。一方、海外市場では、引き続き東南アジア諸国、中国、インド、ブラジル、オーストラリアなどの市場で、エネルギープラントや電力プラントなどの需要が堅調に推移しました。これらの結果、同事業の売上高及び営業利益は前年同期と比べ増加しました。

当第2四半期連結累計期間における同事業の売上高は1,298億33百万円（前年同期比 60億52百万円増）、営業利益は78億99百万円（前年同期比 11億88百万円増）となりました。

計測機器事業

計測機器事業のうち測定器ビジネスの市場では、中国において景気減速の懸念があったものの、省エネや新興国のインフラ整備に対するニーズの高まりから、電力測定器や光関連測定器の需要が堅調に推移した結果、同ビジネスの売上高は前年同期と比べ増加しました。また、半導体テストビジネスの市場では、メモリ前工程向けテスト分野において、顧客の設備投資の動きが見られたことから、同ビジネスの売上高も前年同期と比べ増加しました。

これらの結果、計測機器事業全体の売上高は前年同期と比較して増加し、営業損益は、これまで実施してきた構造改革による固定費及び研究開発費の減少などにより、損失が減少しました。

当第2四半期連結累計期間における同事業の売上高は182億52百万円（前年同期比 2億27百万円増）、営業損失は8億1百万円（前年同期比 20億97百万円損失減）となりました。

その他事業

当第2四半期連結累計期間におけるその他事業の売上高は96億66百万円（前年同期比 18億69百万円減）、営業損失は2億82百万円（前年同期は 58百万円の営業利益）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、544億32百万円となり、前連結会計年度末に比べ29億2百万円減少しました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益35億0百万円に対し、プラス要因である減価償却費56億74百万円、売上債権の減少35億53百万円等と、マイナス要因である特別退職金等の支払額33億70百万円、法人税等の支払額27億31百万円等の調整の結果、前年同期に比べ15億19百万円収入が減少し、43億13百万円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出36億20百万円、無形固定資産の取得による支出27億59百万円等により、前年同期に比べ2億99百万円支出が増加し、46億8百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入等により、5億12百万円の収入となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更はなく、また、新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。また、当社株式に対する大規模な買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主や会社に対して、買付に係る提案内容や代替案を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益に対する侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、買付条件が当社の企業価値・株主共同の利益に鑑み不十分又は不相当であるもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

以上のことから、当社は、大規模買付者が現れた場合は、当該大規模買付者の買付条件並びに買付後の経営方針及び事業計画等の提案内容を、取締役会の意見及び代替案も含めて、当社の株主の皆様が検討するための手続及び十分な時間を確保することが重要であると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

i. 企業理念及び中期経営方針

当社グループは、企業理念を「YOKOGAWAは 計測と制御と情報をテーマに より豊かな人間社会の実現に貢献する YOKOGAWA人は良き市民であり 勇気をもった開拓者であれ」と定めています。この理念のもとに、企業活動を健全に継続し、企業価値を最大化する「健全で利益ある経営」をするとともに、お客様のビジネス視点で、お客様の付加価値向上につながるソリューションサービスを提供することで、地球環境保全、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

ii. コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループでは、健全で持続的な成長を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーからの社会的信頼にこたえていくことを企業経営の基本的使命と位置づけており、「健全で利益ある経営」を実現するための重要施策として、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

当社取締役会では、当社グループの事業に精通した取締役と、独立性の高い社外取締役による審議を通して、意思決定の迅速性と透明性を高めています。また、社外監査役を含む監査役による監査を通して、取締役の業務の適法性、効率性、意思決定プロセスの妥当性等を厳正に監視・検証し、経営に対する監査機能の充実に努めています。

当社グループでは、コンプライアンスの基本原則を『YOKOGAWAグループ企業行動規範』として定めており、取締役が率先して企業倫理の遵守と浸透にあたっています。また、財務報告の信頼性の確保及び意思決定の適正性の確保などを含めた『YOKOGAWAグループ内部統制システム』を定めており、当社グループの業務が適正かつ効率的に実施

されることを確保するための内部統制システムを整備しています。

内部統制システムの有効性については、内部監査担当部署が年間計画に基づき内部監査を実施し、重要な事項について取締役会及び監査役に報告しています。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み<買収防衛策>

当社は、平成23年5月13日開催の取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続導入の件」（以下「本プラン」といいます。）について決議し、平成23年6月24日開催の当社第135回定時株主総会において議案として上程し、承認をいただいております。本プランの概要は以下のとおりです。

なお、本プランの全文は、インターネット上の当社ホームページの平成23年5月13日付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続導入について」（当社ホームページアドレス：<http://www.yokogawa.co.jp/cp/ir/pdf/2011/20110513baishubouei.pdf>）に掲載しております。

i. 本プランの概要

(A) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付その他これに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者又はその提案者（以下併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付者等及び当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、また、株主の皆様当社取締役会の計画や代替案等を提示するなど、買付者等との交渉等を行う場合の手続を定めています。

(B) 新株予約権の無償割当ての実施

買付者等の行為が、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合には、当社は、当社取締役会決議により、当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿に記載された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき、買付者等が原則として権利行使できない新株予約権1個の割合で、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を無償で割り当てます。本新株予約権1個当たりの目的となる当社株式の数は1株とします。

(C) 取締役会の恣意的判断を排除するための独立委員会の設置

本プランの発動等の運用に当たり、取締役会の恣意的判断を排除し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するために、公正・客観的な判断を行い、取締役会に本プランの発動の是非を勧告する機関として、独立性の高い社外取締役3名及び社外有識者4名の計7名の下記記載の委員により構成される独立委員会を設置しています。

<独立委員会の委員>

社外取締役 棚橋 康郎（新日鉄ソリューションズ(株) 元代表取締役会長）

社外取締役 勝俣 宣夫（丸紅(株) 取締役会長）

社外取締役 浦野 光人（(株)ニチレイ 代表取締役会長）

社外有識者 若杉 敬明（東京経済大学 経営学部 教授）

社外有識者 中村 直人（中村・角田・松本法律事務所 パートナー弁護士）

社外有識者 北川 哲雄（青山学院大学大学院 国際マネジメント研究科 教授）

社外有識者 矢野 朝水（日本コープ共済生活協同組合連合会 理事長）

(D) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約2分の1まで希釈化される可能性があります。

ii. 本プランの発動に係る手続

(A) 対象となる買付等

当社は、本プランに基づき、下記①又は②に該当する買付等がなされたときに、本プランに定める手続に従い本新株予約権の無償割当てを実施いたします。

① 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等

② 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(B) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、上記 ii (A) に定める買付等を行う買付者等に対し、当社の定める書式による買付説明書（以下「買付説明書」といいます。）及び買付者等の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）に関する質問書を、速やかに送付します。

買付者等には、買付等の実行に先立ち、原則として、買付説明書及び本必要情報を、買付者等が当社からこれら送付資料を受領した日から起算して、10営業日以内に当社取締役会宛てに提出していただきます。

当社取締役会から買付説明書及び本必要情報を送付された独立委員会は、買付者等から提出された買付説明書又は本必要情報が買付内容の検討を行う情報として不十分であると判断した場合、買付者等から当初提供された買付説明書を受領した日から起算して60日を上限として独立委員会が指定する期間（以下「情報提供期間」といいます。）内に、本必要情報を追加提出することを、買付者等に対して要請でき、買付者等はこれに従うものとします。但し、独立委員会は、情報提供期間満了日においても、本必要情報が不十分であると判断する場合、必要に応じて更に30日を上限として情報提供期間を延長できるものとします。

独立委員会は、買付者等から提出された買付説明書及び本必要情報が買付内容の検討を行うのに必要十分な情報であると判断した場合又は情報提供期間が満了した場合、買付者等に情報提供が完了した旨の通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）を送付するとともに、当社は買付者等に情報提供完了通知を送付した旨を速やかに株主に對し情報開示します。

(C) 情報提供完了通知送付後の独立委員会による検討及び判断

独立委員会は、情報提供完了通知の送付後60日を上限として、当社取締役会に対して、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求します。

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会から提供された情報を受領してから、最長60日間を上限として、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等及び当社取締役会の提供する代替案の検討を行います。

独立委員会は、当該買付者等による買付等が本プラン発動要件のうち(a)本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合に該当する場合、又は、上記検討の結果、本プラン発動要件のうち(b)当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合、(c)強圧的二段階買付、(d)買付等の条件が中長期的な当社の企業価値との比較において不十分又は不適当な買付等である場合のいずれか1つの要件に該当し、本プランに基づく新株予約権の無償割当ての実施が相当であると判断した場合、当社取締役会に對し、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。(b)～(d)の場合、独立委員会は、株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、新株予約権の無償割当ての実施に関して事前に株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

iii. 本プランの合理性

(A) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。

(B) 株主意思を重視するものであること（サンセット条項）

本プランの有効期間は、平成26年3月期に関する定時株主総会の終結の時までの3年間といたします。また、有効期間の満了前であっても、株主総会又は取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

(C) 独立性の高い社外取締役等の判断の重視と情報開示

取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び不発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

実際に当社株式に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、本プランに基づく独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等について取締役会への勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。このように、独立委員会によって、取締役が恣意的に本プランの発動を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示するものであり、当社の企業価値・株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(D) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(E) 当社取締役の任期が1年であること

当社は、当社取締役の任期を1年としており、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(F) 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等を含みます。）の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

(G) デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策でないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、新しい株主構成のもとで選任された取締役で構成される取締役会によって、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本プランはスロー・ハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるセグメント別の研究開発活動の金額は次のとおりです。

制御事業	98億72百万円	(前年同期比 3億0百万円増)
計測機器事業	29億36百万円	(前年同期比 12億92百万円減)
その他事業	4億75百万円	(前年同期比 5百万円減)
合計	132億85百万円	(前年同期比 9億97百万円減)

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

① 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの売上高に占める制御事業の売上高の割合が高まっていることから、同事業の受注高・売上高に影響を与えるプラントの新設や更新需要の動向は、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因のひとつです。また、同事業の外貨建て売上高及び営業利益が増加してきていることから、これらを円に換算する際の影響度が大きくなっています。従って、外貨建て売上高を主に構成する、米ドル、ユーロ、アジア通貨、中東通貨等の円に対する為替の変動も当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因のひとつとなっています。

② 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、企業理念を「YOKOGAWAは計測と制御と情報をテーマにより豊かな人間社会の実現に貢献するYOKOGAWA人は良き市民であり 勇気をもった開拓者であれ」と定めています。この理念のもとに、企業活動を健全に継続し、企業価値を最大化する「健全で利益ある経営」をするとともに、お客様のビジネス視点で、お客様の付加価値向上につながるソリューションサービスを提供することで、地球環境保全、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① 資金調達、流動性管理

当社グループは、資金調達における安全性、資金効率の確保及び調達コストの抑制を図ることを基本方針とし、資金調達を実施しています。また、総額300億円のコミットメントライン契約により、財務の安全性と資金効率を確保しています。なお、当第2四半期連結会計期間末のコミットメントラインの使用残高はありません。

② 資産、負債、純資産

当第2四半期連結会計期間末の資産、負債及び純資産は、前連結会計年度末との比較において、以下のとおりとなりました。

当第2四半期連結会計期間末の総資産は3,424億56百万円となり、前連結会計年度末に比べ187億76百万円減少しました。現金及び預金が32億25百万円、受取手形及び売掛金が89億66百万円、有形固定資産が21億88百万円、投資有価証券が15億38百万円それぞれ減少したことが主な要因です。

負債合計は2,035億12百万円となり、前連結会計年度末に比べ124億88百万円減少しました。支払手形及び買掛金が38億76百万円、未払金が15億5百万円、その他流動負債が41億46百万円それぞれ減少したことが主な要因です。

純資産は1,389億44百万円となり、前連結会計年度末に比べ62億88百万円減少しました。利益剰余金が7億43百万円増加し、為替換算調整勘定が58億48百万円、その他有価証券評価差額金が14億83百万円それぞれ減少したことが主な要因です。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、平成21年度と平成22年度の2年間に、固定費削減による経営効率の向上と事業ポートフォリオの見直しを目的とした事業構造改革を実行してきました。固定費の削減では当初目標を上回る削減を達成しましたが、事業ポートフォリオの見直しでは、ほぼすべての不採算事業において、撤退、縮小の方針を決定したものの、一部の不採算事業で追加施策の実行が必要な状況です。平成23年度は、この追加施策の実行に注力し、当面の経営課題としてきた事業構造改革を成し遂げる方針です。

こうした経営の現況を踏まえて、制御事業におけるグローバルNo. 1カンパニーになることを長期目標に、その第1ステップとして、平成27年度に向けた中期経営計画“Evolution 2015”を策定し平成23年11月に発表しました。

新計画では、計測と制御による顧客の課題解決型のソリューションビジネスを中心として制御事業の成長戦略を展開するとともに、ヘッドクォータのグローバル化や生産体制の見直しといったビジネス構造改革を実行することにより、企業価値の向上を目指します。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	268,624,510	268,624,510	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	268,624,510	268,624,510	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	—	268,624	—	43,401	△10,000	36,350

(注) 平成23年6月24日開催の定時株主総会決議に基づき、資本準備金を10,000百万円減少し、その他資本剰余金に振り替えています。

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	23,178	8.63
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13-1	22,697	8.45
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6-6	14,284	5.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	14,076	5.24
横河電機持株会	東京都武蔵野市中町二丁目9-32	8,917	3.32
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほコーポレート銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8-12	6,643	2.47
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2-1	4,694	1.75
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サ ービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8-12	4,617	1.72
モルガンスタンレーアンドカンパニーエ ルエルシー (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A. (東京都渋谷区恵比寿四丁目20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	4,366	1.63
ジュニパー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行)	P. O. BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内二丁目7- 1)	3,784	1.41
計	—	107,261	39.93

- (注) 1. 当社は自己株式 11,072千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合 4.12%)を有していますが、上記の大株主から除外しています。
2. 日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式は、それぞれ各行の信託業務に係る株式です。
3. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほコーポレート銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式は、株式会社みずほコーポレート銀行が、みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式は、株式会社みずほ銀行が、それぞれ退職給付信託の信託財産に拠出したものであり、同行が議決権行使の指図権を留保しています。

4. 下記のとおり大量保有報告書または、大量保有報告書の変更報告書が提出されていますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有状況が確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

氏名又は名称	住所	報告義務発生日	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
野村アセットマネジメント株式会社他2社	東京都中央区日本橋一丁目12-1	平成23年4月29日	16,860	6.28
三菱UFJ信託銀行株式会社他4社	東京都千代田区丸の内一丁目4-5	平成23年6月13日	13,798	5.14
日興アセットマネジメント株式会社他3社	東京都港区赤坂九丁目7-1 ミッドタウン・タワー	平成23年8月15日	17,469	6.50

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 11,072,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 257,304,700	2,573,047	—
単元未満株式	普通株式 247,210	—	—
発行済株式総数	268,624,510	—	—
総株主の議決権	—	2,573,047	—

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
横河電機株式会社	東京都武蔵野市中町二丁目9-32	11,072,600	0	11,072,600	4.12
計	—	11,072,600	0	11,072,600	4.12

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	58,663	55,438
受取手形及び売掛金	103,492	94,526
商品及び製品	16,477	16,256
仕掛品	8,745	7,690
原材料及び貯蔵品	10,250	11,482
その他	12,682	10,603
貸倒引当金	△3,175	△2,759
流動資産合計	207,136	193,237
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	48,927	47,091
その他（純額）	32,174	31,821
有形固定資産合計	81,101	78,913
無形固定資産	30,095	29,986
投資その他の資産		
投資有価証券	31,731	30,193
その他	11,535	10,483
貸倒引当金	△368	△357
投資その他の資産合計	42,899	40,319
固定資産合計	154,096	149,219
資産合計	361,233	342,456
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	28,806	24,930
短期借入金	54,258	57,386
未払法人税等	3,270	2,435
賞与引当金	11,526	10,706
未払金	12,828	11,322
その他	41,402	37,255
流動負債合計	152,093	144,037
固定負債		
長期借入金	56,739	53,176
退職給付引当金	2,067	1,927
その他	5,101	4,370
固定負債合計	63,907	59,474
負債合計	216,000	203,512

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	43,401	43,401
資本剰余金	50,344	50,344
利益剰余金	73,011	73,754
自己株式	△11,001	△11,001
株主資本合計	155,755	156,498
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,145	661
繰延ヘッジ損益	△137	28
年金負債調整額	△374	△345
為替換算調整勘定	△15,686	△21,535
その他の包括利益累計額合計	△14,053	△21,190
少数株主持分	3,529	3,636
純資産合計	145,232	138,944
負債純資産合計	361,233	342,456

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	153,341	157,751
売上原価	99,178	90,667
売上総利益	54,163	67,084
販売費及び一般管理費	※ 50,292	※ 60,267
営業利益	3,871	6,816
営業外収益		
受取利息	160	165
受取配当金	366	333
持分法による投資利益	373	254
その他	930	800
営業外収益合計	1,830	1,555
営業外費用		
支払利息	1,538	1,322
為替差損	1,541	1,361
その他	777	1,471
営業外費用合計	3,857	4,154
経常利益	1,844	4,216
特別利益		
固定資産売却益	68	97
投資有価証券売却益	14	0
移転補償金	131	—
貸倒引当金戻入額	84	—
その他	48	—
特別利益合計	348	98
特別損失		
固定資産売却損	2	2
固定資産除却損	121	87
減損損失	28	6
投資有価証券評価損	2,564	—
事業再編損	3	—
事業構造改善費用	163	707
その他	427	10
特別損失合計	3,312	814
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△1,120	3,500
法人税、住民税及び事業税	2,180	2,342
法人税等調整額	△37	132
法人税等合計	2,142	2,474
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△3,262	1,025
少数株主利益	226	299
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△3,489	726

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失 (△)	△3,262	1,025
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,381	△1,504
繰延ヘッジ損益	△176	165
年金負債調整額	36	29
為替換算調整勘定	△4,981	△5,961
持分法適用会社に対する持分相当額	△8	△25
その他の包括利益合計	△6,511	△7,295
四半期包括利益	△9,774	△6,269
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△9,798	△6,410
少数株主に係る四半期包括利益	23	141

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△1,120	3,500
減価償却費	6,682	5,674
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△146	△91
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1,576	△541
投資有価証券売却損益(△は益)	△14	△0
投資有価証券評価損益(△は益)	2,564	—
減損損失	28	6
売上債権の増減額(△は増加)	3,127	3,553
たな卸資産の増減額(△は増加)	△3,943	△1,981
仕入債務の増減額(△は減少)	587	△156
未払金の増減額(△は減少)	573	△410
その他	1,099	578
小計	7,863	10,130
利息及び配当金の受取額	1,430	1,610
利息の支払額	△1,547	△1,325
特別退職金等の支払額	—	△3,370
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△1,912	△2,731
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,833	4,313
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△2,099	△2,158
定期預金の払戻による収入	2,845	2,293
有形固定資産の取得による支出	△2,471	△3,620
有形固定資産の売却による収入	199	628
無形固定資産の取得による支出	△2,805	△2,759
投資有価証券の取得による支出	△10	△10
投資有価証券の売却及び償還による収入	48	2
その他	△14	1,014
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,308	△4,608
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△100	303
長期借入れによる収入	—	420
長期借入金の返済による支出	△24,118	△96
配当金の支払額	△516	△0
その他	△40	△114
財務活動によるキャッシュ・フロー	△24,775	512
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,252	△3,120
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△25,502	△2,902
現金及び現金同等物の期首残高	76,555	57,334
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	76	△0
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 51,129	* 54,432

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、主として定率法によっていましたが、過去2年間の事業構造改革における事業ポートフォリオの見直しにより、使用可能期間にわたり減価償却費を均等配分することが、今後の有形固定資産の利用形態の観点からより適切であると判断し、第1四半期連結会計期間より、主として定額法へと変更しています。

この結果、従来の方法によった場合と比較し、当第2四半期連結累計期間の営業利益は591百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は683百万円それぞれ増加しています。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。

(研究開発費の取り扱いの変更)

当社及び一部の国内連結子会社は、研究開発費について、従来、基礎研究活動に係る費用を一般管理費として計上する一方で、製品開発活動に係る費用については、ハードウェア開発と同時並行で生産設計・生産準備活動といった製造活動を行ってきた経緯から、当期製造費用として計上していました。しかしながら、昨今の技術動向の変化により製品開発の主体がソフトウェア開発へと移行していく中で、過去2年間の事業構造改革における事業ポートフォリオの見直しにより、今後の研究開発活動についてはハードウェア開発の占める割合が減少し、製造との一体活動も縮小することが見込まれることから、第1四半期連結会計期間より、当期製造費用として計上していた研究開発費の一部を、一般管理費として計上しています。

この結果、従来の方法によった場合と比較し、当第2四半期連結累計期間の売上総利益は10,044百万円増加していますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は413百万円それぞれ減少しています。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。

(連結納税制度の適用)

第1四半期連結会計期間より、連結納税制度を適用しています。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
給料	22,737百万円	23,976百万円
賞与引当金繰入額	2,339	3,242

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
現金及び預金勘定	51,353百万円	55,438百万円
有価証券勘定に含まれる現金同等物	288	—
預入期間が3か月を超える定期預金	△458	△986
拘束性預金	△54	△19
現金及び現金同等物	51,129	54,432

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	制御	計測機器	その他	計		
売上高						
外部顧客への売上高	123,781	18,025	11,535	153,341	—	153,341
セグメント間の内部売上高又は 振替高	787	2,737	253	3,777	△3,777	—
計	124,568	20,762	11,788	157,118	△3,777	153,341
セグメント利益又は損失(△)	6,711	△2,898	58	3,871	—	3,871

(注) 1. 報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は損失の数値です。

2. 調整額 △3,777百万円はセグメント間取引消去額です。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	制御	計測機器	その他	計		
売上高						
外部顧客への売上高	129,833	18,252	9,666	157,751	—	157,751
セグメント間の内部売上高又は 振替高	967	3,245	154	4,366	△4,366	—
計	130,800	21,497	9,820	162,117	△4,366	157,751
セグメント利益又は損失(△)	7,899	△801	△282	6,816	—	6,816

(注) 1. 報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は損失の数値です。

2. 調整額 △4,366百万円はセグメント間取引消去額です。

3. 「会計方針の変更等(有形固定資産の減価償却方法の変更)」に記載のとおり、有形固定資産の減価償却方法について、従来、主として定率法によっていましたが、第1四半期連結会計期間より、主として定額法へと変更しています。この結果、従来の方法による場合と比較し、当第2四半期連結累計期間の「制御事業」のセグメント利益は345百万円増加し、「計測機器事業」のセグメント損失は182百万円、「その他事業」のセグメント損失は63百万円それぞれ減少しています。

4. 「追加情報(研究開発費の取り扱いの変更)」に記載のとおり、当社及び連結子会社で当期製造費用として計上していた研究開発費の一部を、第1四半期連結会計期間より、一般管理費として計上しています。この結果、従来の方法による場合と比較し、当第2四半期連結累計期間の「制御事業」のセグメント利益は404百万円減少し、「計測機器事業」のセグメント損失は7百万円、「その他事業」のセグメント損失は0百万円それぞれ増加しています。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額(△)	△13円55銭	2円82銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額 (△)(百万円)	△3,489	726
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期 純損失金額(△)(百万円)	△3,489	726
普通株式の期中平均株式数(株)	257,567,874	257,552,377

(注) 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月4日

横河電機株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅原 邦彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡辺 雅子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 弘幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている横河電機株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、横河電機株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。